

# 藍住町 第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（概要版）

## 1. 実行計画策定の背景

- 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択され、世界の平均気温を産業革命前と比較して 2℃未満に抑制、1.5℃未満に収めることを努力目標として掲げられました。
- 各国は 2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、「約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、日本においても 2030 年度に向けた温室効果ガス削減目標として「日本の約束草案」を提出しました。
- 「日本の約束草案」では **2030（平成 42）年度の温室効果ガス排出レベルを 2013（平成 25）年度比マイナス 26%まで抑制**の遵守に向けて取組を行うこととなりますが、約束草案において、**行政を含む業務その他部門で約 40%の削減**を目指しています。

## 2. 第2次実行計画の概要

### 1. 計画の位置付け及び意義・目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 20 条の 3 の規定に基づき、藍住町の事務・事業における温室効果ガスの排出削減を目的として策定するものです。

また、藍住町の町長部局における事務・事業は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）の特定事業者として、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務となっています。

省エネルギー化への取組は、地球温暖化対策にとっても重要な位置付けとなることから、藍住町では、第 2 次実行計画の運用による温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指すものとし、以下に示す意義及び目的を有するものとします。

なお、第 2 次実行計画の策定は、以下に示す意義及び目的を有するものです。

- 法令の遵守（「温対法」及び「省エネ法」）
- 町の事務・事業における省エネルギー化を主体とした地球温暖化対策の推進
- 町民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
- エネルギー消費量削減による経費節減

### 2. 第2次実行計画の基本的事項

- 基準年 : 平成 26 年度
- 実行計画期間 : 平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）
- 調査対象施設 : 藍住町が管理する全事務・事業（直接管理施設及び指定管理施設）
- ・ 調査対象ガス : 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

### 3. 温室効果ガス排出状況

#### 1 基準排出量（行政事務・事業より排出された基準年の排出量）

第2次実行計画の基準年（平成26年度）の温室効果ガス排出量は、6,597 t-CO<sub>2</sub>であり、同排出量を第2次実行計画の基準排出量とします。

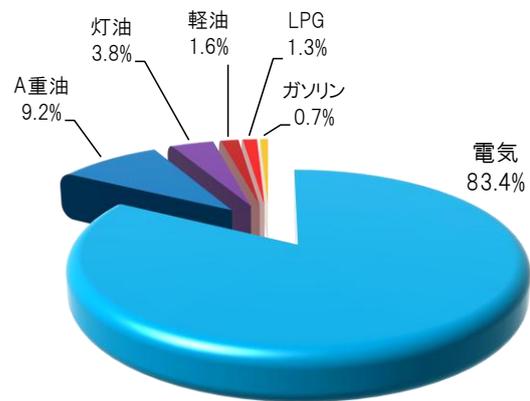
第2次実行計画の基準排出量（平成26年度）： 6,597 t-CO<sub>2</sub>

#### 【基準年の活動量・温室効果ガス排出量及び排出源構成】

電気使用に伴う排出が全体の83.4%を占め、以下、A重油（9.2%）、灯油（3.8%）、軽油（1.6%）、LPG（1.3%）、ガソリン（0.7%）と続いています。

排出源	活動量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	
燃料	ガソリン	20,369 ℓ	47
	軽油	40,267 ℓ	104
	灯油	101,062 ℓ	252
	A重油	223,890 ℓ	607
	LPG	14,219 m <sup>3</sup>	85
電気	7,871,998 kWh	5,503	
温室効果ガス全体		6,597	

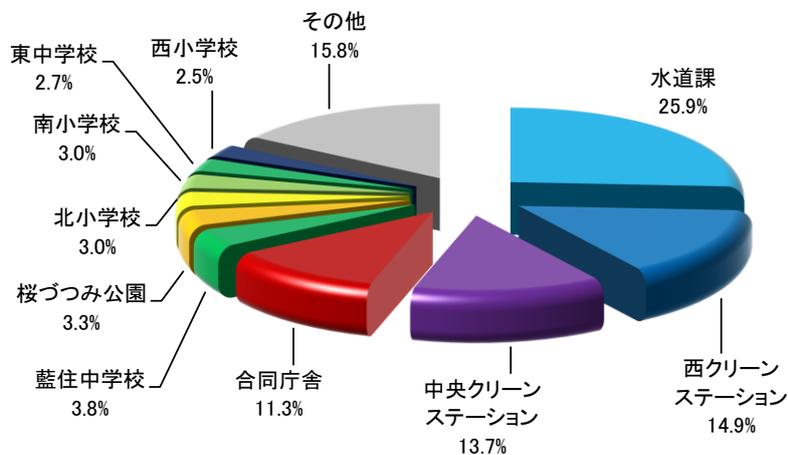
基準年の活動量・温室効果ガス排出量内訳



温室効果ガス排出源構成

#### 2 課・施設別温室効果ガス排出状況

- 水道課が全排出量の25.9%を占め、以下西クリーンステーション（14.9%）、中央クリーンステーション（13.7%）、合同庁舎（11.3%）と続いています。
- 排出量上位10施設での排出源別構成では、中央クリーンステーションでのA重油使用に伴う排出が目立つものの、電気使用に伴う排出が大勢を占めています。



※構成比の合計については、端数処理の関係により100%にならない場合がある。

施設別温室効果ガス排出構成（上位10施設）

## 4. 温室効果ガス削減目標

平成26年度総排出量（6,597 t-CO<sub>2</sub>）に対し5%（330 t-CO<sub>2</sub>）削減

- 基準排出量 : 6,597 t-CO<sub>2</sub>
- 目標年度の排出量 : 6,267 t-CO<sub>2</sub>
- 基準年 : 平成26年度
- 実行計画期間 : 平成28年度～平成32年度

## 5. 温室効果ガス排出量削減への取組施策

### (1) ソフト的取組

町職員による温室効果ガス排出削減と省エネルギーの取組に関して一定の効果が認められることから、今後も施設や職場あるいは職員の差異なく取組が実行されるよう、ソフト的取組の徹底を図ります。

#### ● ソフト的取組施策（職員）

##### ①空調、換気に関する取組

- ・冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 19℃を目安とする。…など

##### ②照明に関する取組

- ・昼休みや日中日当たりのよい場所では、照明をこまめに消す。…など

##### ③OA 機器に関する取組

- ・モニタ画面の輝度を下げる。…など

##### ④公用車使用に関する取組

- ・加減速の少ない運転に努める。…など

##### ⑤給湯に関する取組

- ・ガスコンロ等の火の強さは、やかんの大きさに合わせて調節する。…など

##### ⑥その他の電力使用機器等に関する取組

- ・職員は、庁舎内において移動には階段を利用する。…など

##### ⑦ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

- ・マイ箸、マイカップの持参により、割り箸、紙コップ等の使用を控える。…など

##### ⑧間接的項目に関する取組

- ・優先的に環境物品（グリーン購入対象品目）を購入する。…など

#### ● ソフト的取組施策（施設管理者）

##### ①空調、換気に関する取組

- ・空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。…など

##### ②照明に関する取組

- ・照明スイッチに点灯場所を明示する。…など

## (1) ソフト的取組

### ③ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

- ・包装は簡素なものを選択し、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。…など

### ④その他の取組

- ・止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する。…など

## (2) 設備・機器の保守・管理に関する取組

設備の保守・管理を適切に実施することで、エネルギー消費効率の低下を防ぐこととなります。

## (3) 設備・機器の運用改善に関する取組

施設で運用している既往の設備・機器の運用改善を行うことで、エネルギー使用量の削減に寄与することとなります。なお、運用改善を行うにあたり、計測等により現状を把握した上で、設備・機器の調整や制御を行うものとします。

## (4) ハード的取組

温室効果ガス排出量を継続的且つ効率的に削減するため、省エネ機器・再生可能エネルギーの導入や ESCO 事業の導入、高効率照明改修などハードの取組を併せ、町施設全体のエネルギー使用量を削減します。

### ①省エネルギー機器への更新

省エネ診断や ESCO 事業の設計等の FS 調査（フィジビリティスタディ、実現可能性調査）により省エネ機器・設備の導入を積極的に検討し、効果的と判断した事業から順次更新を進めることで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図るものとします。

### ②再生可能エネルギーへの転換

公共施設の改修時等には、太陽光発電システムの導入を検討・実施するものとします。

### ③低公害車の導入促進

公用車の車両更新時には環境に配慮した低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス車等）への転換を検討します。

## (5) その他の温室効果ガスの削減に資する取組

### ①電気事業者の選択

### ②グリーン購入の促進

### ③カーボンオフセットの促進

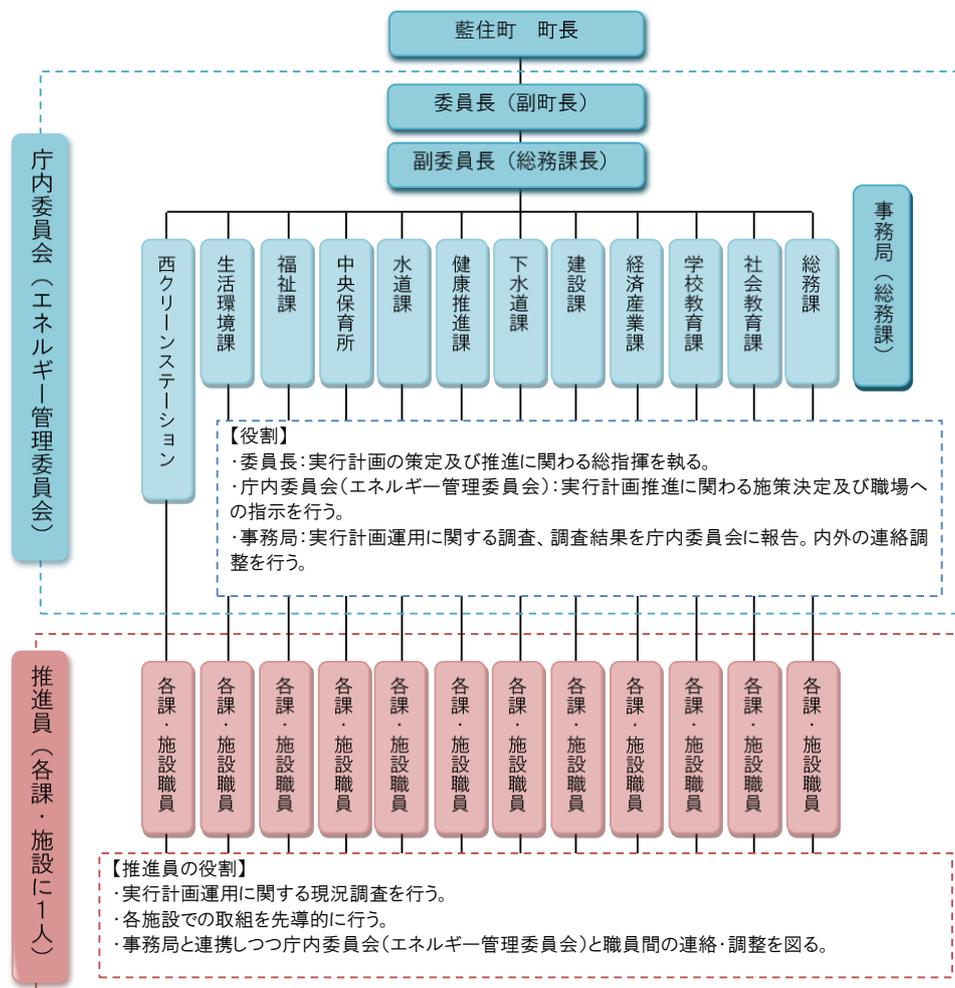
### ④フロン法における簡易定期点検の実施の徹底

### ⑤COOL CHOICE の促進

## 6. 実行計画の推進

### (1) 実行計画の推進体制

本計画は藍住町の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、町職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。また、本計画の推進には町の施策に関わる内容検討が必至であり、全庁横断的な組織による施策検討の場として「庁内委員会（エネルギー管理委員会）」を中心とした推進体制を構築します。



第2次実行計画推進体制

#### 【組織の主たる役割】

##### ● 委員長

実行計画の策定及び推進に関わる総指揮を執り、副町長が担当します。

##### ● 庁内委員会（エネルギー管理委員会）

実行計画推進に関わる施策決定及び各職場への指示を行います。

##### ● 事務局（総務課）

「実行計画」の運用に関する調査を行うと共に、調査結果を庁内委員会に報告します。また、地球温暖化対策に関する窓口として、内外の連絡調整を行います。

##### ● 推進員

実行計画運用に関する現況調査を行うと共に、各課・施設での取組を先導的に行う等、事務局と連携しつつ庁内委員会と職員間の連絡・調整を図ります。

## (2) 実行計画の運用

### ① 実行計画の運用状況調査

本計画の目標達成状況は、実行計画期間中毎年度点検するものとします。なお、点検作業は各課・施設の調査担当者による活動量調査結果に基づき、事務局が中心となり温室効果ガス排出状況の集計・分析を行います。

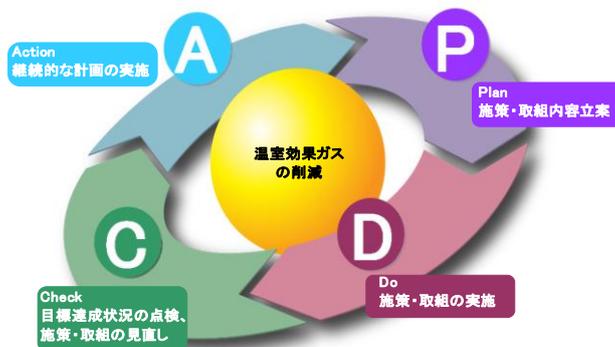
- 「推進員」は、「エネルギー管理委員会」の指示のもとに対象範囲の月毎の活動量を調査・把握する。
- 「推進員」は、対象範囲の年度単位の活動量調査結果を年1回「事務局」に報告する。また、基準年・前年度比較での活動量増減要因も併せて調査・報告する。
- 「事務局」は、活動量調査結果を基に温室効果ガス排出状況を推計・分析し、実行計画の目標達成状況を取りまとめる。
- 「事務局」は、調査内容及び今後の取組方針に関する提案内容を「エネルギー管理委員会」に報告する。
- 「エネルギー管理委員会」は、「事務局」の報告を基に温室効果ガス削減のための施策検討を行う。
- 「事務局」は、年度単位の温室効果ガス排出状況並びに「エネルギー管理委員会」での検討結果についてホームページや広報誌により公表する。

### ② 実行計画の管理

実行計画期間中は、温室効果ガス排出状況及び目標達成状況の点検結果を受け、年度毎に町の施策や取組内容について見直すものとします。

なお、本計画の進行管理には国際規格 ISO14001 の環境マネジメントシステムを取り入れ、目標達成に向けて継続的に取り組むものとします。

#### 【環境マネジメントシステムによる取組手法（PDCAサイクル）】



### ③ 実行計画及び運用状況の公表

毎年度、本計画の運用状況等について広報誌及びホームページ等を通じて町内外に公表することで、行政の取組について住民の理解を得ると共に、藍住町が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指します。

### ④ 職員研修の実施

町職員においては、地球温暖化の現状や実行計画の内容に対する理解を促すと共に、取組行動の早期定着を目指し、状況に応じた対応を図ることを目的とした職員研修を定期的実施することで、継続的な温室効果ガスの削減を図るものとします。